

関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（輸入数量の算出に係る政令で定める日）</p> <p>第十条の四 法第七条の三第一項ただし書に規定する政令で定める日は、法の別表第一の六の各項に掲げる物品であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日（当該経済連携協定のうち二以上の経済連携協定が当該締約国について効力を生ずるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）とする。</p> <p>一 四 （省 略）</p> <p>2 4 （省 略）</p> <p>（法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品）</p> <p>第十九条の二 法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、同表の四の項から十四の項まで、四十の項、四十七の項及び五十四の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が基準価格（関税率表第〇二〇三・一一号の二及び第〇二〇三・二一号の二</p>	<p>（輸入数量の算出に係る政令で定める日）</p> <p>第十条の四 法第七条の三第一項ただし書に規定する政令で定める日は、法の別表第一の六の各項に掲げる物品であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。</p> <p>一 四 同 上</p> <p>2 4 同 上</p> <p>（法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品）</p> <p>第十九条の二 法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、同表の四の項から十三の項まで、三十八の項、四十五の項及び五十二の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が基準価格（関税率表第〇二〇三・一一号の二及び第〇二〇三・二一号の</p>

に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。以下同じ。)以上のもに限るものとする。

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量)

第十九条の三 法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量は、次の表の中欄に掲げる物品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

四	別表第一の三の二の項の	項名		
		一	二	三
		物品	輸入数量	
		(省略)	(省略)	(省略)
				環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量、オーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量の合計数量(次条第一項及び第二項第四号(これらの規定を同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)において「合計輸入数量」という。)
	環太平洋包括的及び先進			

二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。以下同じ。)以上のもに限るものとする。

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量)

第十九条の三 法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量は、次の表の上欄に掲げる物品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(新設)	(新設)	物品		
		一	二	三
		物品	輸入数量	
		同上	同上	同上
		同上	同上	同上
				環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量、オーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量の合計数量(次条において「合計輸入数量」という。)

	五
<p>中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉」という。）</p>	<p>関税率表第〇二〇三・一 一号の二、第〇二〇三・ 一二号の二、第〇二〇三 ・一九号の二、第〇二〇 三・二一号の二、第〇二 〇三・二二号の二、第〇 二〇三・二九号の二、第 〇二〇六・三〇号の二の (二)及び第〇二〇六・四九 号の二の(二)に掲げる物品 (第十九条の八第三項に おいて読み替えて準用す る第十四条第二項及び別 表第一において「豚肉」 という。)であつて、別</p>
<p>的協定適用牛肉の輸入数量、オーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量、オーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量及び別表第一の五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「英国協定適用牛肉」という。）の輸入数量の合計数量</p>	<p>環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉の輸入数量及び別表第一の五十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び第十九条の八第三項において読み替えて準用する第十四条第二項において「英国協定適用豚肉」という。）の輸入数量の合計数量</p>
(新設)	
(新設)	

	<p>表第一の十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び第十九条の八第三項において読み替えて準用する第十四条第二項において「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉」という。</p>	六
<p>環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉調製品の輸入数量及び別表第一の五十五の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び第十九条の八第三項において読み替えて準用する第十四条第二項において「英国協定適用豚肉調製品」という。）の輸入数量の合計数量</p>	<p>関税率表第〇二一〇・一 一 号から第〇二一〇・一 九号まで、第〇二一〇・ 九九号の一、第一六〇二 ・四一号の一、第一六〇 二・四二号の一及び第一 六〇二・四九号の二の（一） に掲げる物品（第十九条 の八第三項において読み 替えて準用する第十四条 第二項及び別表第一にお いて「豚肉調製品」とい う。）であつて、別表第 一の二十五の項の中欄に 掲げる経済連携協定の規 定に基づき関税の譲許の</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	

八		
別表第一の二十七の二の	<p>七</p> <p>別表第一の二十六の二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品</p>	<p>便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び第十九条の八第三項において読み替えて準用する第十四条第二項において「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉調製品」という。）</p>
別表第一の二十七の項の	<p>別表第一の二十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ粉」という。）の輸入数量及び別表第一の五十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「英国協定適用ホエイ粉」という。）の輸入数量の合計数量</p>	<p>別表第一の二十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ粉」という。）の輸入数量及び別表第一の五十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「英国協定適用ホエイ粉」という。）の輸入数量の合計数量</p>
(新設)		(新設)
(新設)		(新設)

	九]
<p>項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（第十九条の七第二号において「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国ホエイ」という。）</p>	<p>別表第一の二十八の二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品</p>
<p>中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び第十九条の七第二号において「環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ」という。）の輸入数量及び別表第一の五十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び同条第五号において「英国協定適用ホエイ」という。）の輸入数量の合計数量</p>	<p>別表第一の二十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「環太平洋包括的及び先進的協定適用オレンジ」という。）の輸入数量及び別表第一の五十八の項</p>
(新設)	
(新設)	

十	別表第一の三十八の二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品		
十一	別表第一の四十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。）		
	アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量（次条第三項において読み替えて準用する同条第一項及び第二項第四号において「アメリカ合衆国協定第一輸入数量」という。）並びにアメリカ合衆国協定	別表第一の三十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の五十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量	の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「英国協定適用オレンジ」という。）の輸入数量の合計数量
	別表第一の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。）		(新設)
	アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量（次条第三項において読み替えて準用する同条第一項及び第二項第四号において「アメリカ合衆国協定第一輸入数量」という。）並びにアメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量及び環太平洋包		(新設)

	<p>十二</p> <p>別表第一の四十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「アメリカ合衆国協定適用ホエイ粉」という。）</p>	<p>適用牛肉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉（英国を原産地とするものを除く。）の輸入数量の合計数量（次条第三項において読み替えて準用する同条第一項及び第二項第四号において「アメリカ合衆国協定第二輸入数量」という。）</p>
	<p>十三</p> <p>別表第一の五十の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び第十九条の七第四号において「アメリカ合衆国協定適用ホエイ」という。）</p>	<p>環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ（英国を原産地とするものを除く。）の輸入数量及びアメリカ合衆国協定適用ホエイの輸入数量の合計数量</p>
	<p>別表第一の四十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「アメリカ合衆国協定適用ホエイ粉」という。）</p>	<p>括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量の合計数量（次条第三項において読み替えて準用する同条第一項及び第二項第四号において「アメリカ合衆国協定第二輸入数量」という。）</p>
	<p>別表第一の四十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び第十九条の七第四号において「アメリカ合衆国協定適用ホエイ」という。）</p>	<p>別表第一の二十五の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（第十九条の七第二号において「環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ」という。）の輸入数量及びアメリカ合衆国協定適用ホエイ</p>

十四	別表第一の五十二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品	十五	英国協定適用牛肉
別表第一の三十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（英国を原産地とするものを除く。）の輸入数量及び同表の五十二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量の合計数量	別表第一の三十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「欧州連合協定適用牛肉」という。）の輸入数量、英国協定適用牛肉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉（英国を原産地とするものに限る。）の輸入数量の合計数量		

別表第一の五十の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品	別表第一の五十一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「英国協定適用牛肉」という。）
の輸入数量の合計数量 別表第一の三十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の五十の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の合計数量	別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「欧州連合協定適用牛肉」という。）の輸入数量及び英国協定適用牛肉の輸入数量の合計数量

十八	英国協定適用ホエイ粉	別表第一の四十二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量、英国協定適用ホエイ粉の輸入数量
十七	英国協定適用豚肉調製品	別表第一の四十一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量、英国協定適用豚肉調製品の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉の輸入数量の合計数量
十六	英国協定適用豚肉	別表第一の四十の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量、英国協定適用豚肉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉の輸入数量の合計数量
別表第一の五十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「英国協定適用ホエイ粉」という。）	別表第一の五十二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品	別表第一の三十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の五十二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量の合計数量
別表第一の四十の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び英国協定適用ホエイ粉の輸入数量の合計数量	別表第一の五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品	別表第一の三十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量の合計数量

	十九	英国協定適用ホエイ	<p>及び環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ粉（英国を原産地とするものに限る。）の輸入数量の合計数量</p> <p>別表第一の四十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量、英国協定適用ホエイの輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ（以下この表及び第十九条の七第五号において「英国協定適用ホエイ」という。）</p> <p>別表第一の四十一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び英国協定適用ホエイの輸入数量の合計数量</p>
	二十	英国協定適用オレンジ	<p>別表第一の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量、英国協定適用オレンジの輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用オレンジ（英国を原産地とするものに限る。）の輸入数量の合計数量</p> <p>別表第一の五十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「英国協定適用オレンジ」という。）</p> <p>別表第一の四十二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び英国協定適用オレンジの輸入数量の合計数量</p>

<p>二十一</p>	<p>別表第一の五十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品</p>	<p>別表第一の四十五の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量、同表の五十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の三十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（英国を原産地とするものに限る。）の輸入数量の合計数量</p>
<p>別表第一の五十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品</p>	<p>別表第一の四十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の五十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量の合計数量</p>	<p>（法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間）</p> <p>第十九条の四 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 前二項の規定は、欧州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉又は英国協定適用牛肉に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間において、欧州連合協定適用牛肉に係る同項に規定する政令で定める期間について準用</p>
<p>（法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間）</p> <p>第十九条の四 （省 略）</p> <p>2 （省 略）</p> <p>3 前二項の規定は、環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉、欧州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉又は英国協定適用牛肉に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間について準用する。この場合において、環太平洋包括的及び先進的協</p>	<p>（法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間）</p> <p>第十九条の四 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 前二項の規定は、欧州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉又は英国協定適用牛肉に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間において、欧州連合協定適用牛肉に係る同項に規定する政令で定める期間について準用</p>	<p>（法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間）</p> <p>第十九条の四 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 前二項の規定は、欧州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉又は英国協定適用牛肉に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間において、欧州連合協定適用牛肉に係る同項に規定する政令で定める期間について準用</p>

定適用英国牛肉に係る同項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項及び前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは、「合計輸入数量及び英国協定適用牛肉の輸入数量の合計数量」と、欧州連合協定適用牛肉に係る同条第一項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項及び前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは、「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と、アメリカ合衆国協定適用牛肉に係る同条第一項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項及び前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは、「アメリカ合衆国協定第一輸入数量及びアメリカ合衆国協定第二輸入数量」と、英国協定適用牛肉に係る同条第一項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項及び前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは、「合計輸入数量」とあるのは、「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量、英国協定適用牛肉の輸入数量及び環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉（英国を原産地とするものに限る。）の輸入数量の合計数量」とそれぞれ読み替えるものとする。

（法第七条の八第一項第二号に規定する政令で定める日）

第十九条の五 法第七条の八第一項第二号に規定する政令で定める日は、別表第一の四の項から二十五の項まで又は二十九の項から三十七の項までの各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該経済連携協定が当該物品の原産地である国について効力を生ずる日とする。

（法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品）

第十九条の七 法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める物品とする。

するときは、第一項及び前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは、「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と、アメリカ合衆国協定適用牛肉に係る同条第一項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項及び前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは、「アメリカ合衆国協定第一輸入数量及びアメリカ合衆国協定第二輸入数量」と、英国協定適用牛肉に係る同条第一項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項及び前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは、「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量及び英国協定適用牛肉の輸入数量の合計数量」とそれぞれ読み替えるものとする。

（法第七条の八第一項第二号に規定する政令で定める日）

第十九条の五 法第七条の八第一項第二号に規定する政令で定める日は、別表第一の四の項から二十三の項まで又は二十七の項から三十五の項までの各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該経済連携協定が当該物品の原産地である国について効力を生ずる日とする。

（法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品）

第十九条の七 同上

一 (省 略)

二 環太平洋包括的及び先進的協定 環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉、環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ又は環太平洋包括的及び先進的協定適用英国ホエイであつて、農林水産大臣が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの

三 欧州連合協定 欧州連合協定適用牛肉又は別表第一の四十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品であつて、農林水産大臣が欧州連合協定の規定に基づき欧州連合協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの

四・五 (省 略)

(修正対象物品の輸入数量の算出方法)

第十九条の八 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量（アメリカ合衆国協定適用牛肉に係る令和四年度から令和九年度までの各年度における同項に規定する輸入基準数量を算出する場合における当該輸入数量を含む。）について準用する。この場合において、オーストラリア協定適用牛肉、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉、欧州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉又は英国協定適用牛肉の輸入数量を算出するときは、第十四条第一項本文中「月ごと」とあるのは、「旬ごと」と読み替えるものとする。

2 (省 略)

3 第十四条第二項の規定は、別表第一の四の項から二十五の項まで

一 同上

二 環太平洋包括的及び先進的協定 環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉又は環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイであつて、農林水産大臣が環太平洋包括的及び先進的協定の規定に基づき環太平洋包括的及び先進的協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの

三 欧州連合協定 欧州連合協定適用牛肉又は別表第一の四十一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品であつて、農林水産大臣が欧州連合協定の規定に基づき欧州連合協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの

四・五 同上

(修正対象物品の輸入数量の算出方法)

第十九条の八 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量（アメリカ合衆国協定適用牛肉に係る令和四年度から令和九年度までの各年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における当該輸入数量を含む。）について準用する。この場合において、オーストラリア協定適用牛肉、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、欧州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉又は英国協定適用牛肉の輸入数量を算出するときは、第十四条第一項本文中「月ごと」とあるのは、「旬ごと」と読み替えるものとする。

2 同上

3 第十四条第二項の規定は、別表第一の四の項から二十三の項まで

、四十の項、四十一の項、四十七の項、四十八の項、五十四の項及び五十五の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。この場合において、同表の七の項、九の項、十一の項、十二の項、十八の項、二十の項、二十二の項及び二十三の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、第十四条第二項中「とする」とあるのは、「と環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と、同表の十四の項及び二十五の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「法第七条の三第七項の規定により算出する同条第四項に規定する」とあるのは「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉及び環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉調製品（以下この項において「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉等」という。）に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の」と、「法の別表第一の六に掲げる物品の貿易統計」とあるのは「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉等の関税法第百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下この項において「貿易統計」という。）」と、「（同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当

、三十八の項、三十九の項、四十五の項、四十六の項、五十二の項及び五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の」と、「法の別表第一の六に掲げる物品」とあるのは「同表の三十八の項及び三十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品（以下この項において「欧州連合協定適用豚肉等」という。）」と、「同表の一三の項から一四の二の項まで

該數量を財務省令で定めるところにより換算して得た數量。以下この項において同じ。」とあるのは「並びに英国協定適用豚肉及び英国協定適用豚肉調製品（以下この項において「英国協定適用豚肉等」という。）の貿易統計に計上された当該各年の數量と英国を原産地とする豚肉及び豚肉調製品に係る当該各年の輸入數量（環太平洋包括的及び先進的協定が英国について効力を生ずる日（以下この項において「英国発効日」という。）前の期間に係るものに限るものとし、英国協定適用豚肉等の貿易統計に計上された当該各年の數量を除く。）との合計數量」と、同項ただし書中「同表に掲げる物品に」とあるのは「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉等に」と、「同表に掲げる物品の統計計上數量を、統計計上數量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した同条第四項ただし書に規定する各年の數量」とあるのは「同物品の貿易統計に計上される數量（以下この項において「統計計上數量」という。）を、統計計上數量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した同物品の同条第四項ただし書に規定する各年の數量及び統計計上數量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した英国協定適用豚肉等の当該各年の數量と英国を原産地とする豚肉及び豚肉調製品に係る当該各年の輸入數量（英国発効日前の期間に係るものに限るものとし、統計計上數量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した英国協定適用豚肉等の当該各年の數量を除く。）との合計數量」と、同表の五十四の項及び五十五の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準數量を算出する場合における修正対象物品の輸入數量について準用するときは、同条第二項中「法第七条の三第七項の規定により算出する同条第四項に規定する」とあるのは「英国協定適用豚肉及び英国協定適用豚肉調製品（以下この項において「英国協定適用豚肉等」という。）に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準數量を算出する場合における同条第三項において

及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該數量を財務省令で定めるところにより換算して得た數量。以下この項において同じ。）」とあるのは「英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入數量（英国協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）を除く。）及び英国協定適用豚肉等の貿易統計に計上された当該各年の數量と英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入數量との合計數量」と、同項ただし書中「同表に掲げる物品の統計計上數量を、統計計上數量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した同条第四項ただし書に規定する各年の數量」とあるのは「英国協定適用豚肉等の統計計上數量を、統計計上數量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した欧州連合協定適用豚肉等の同条第四項ただし書に規定する各年の數量（英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入數量を除く。）及び統計計上數量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した英国協定適用豚肉等の当該各年の數量と英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入數量との合計數量」とそれぞれ読み替えるものとする。

準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の」と、「法の別表第一の六に掲げる物品の貿易統計」とあるのは「別表第一の四十の項及び四十一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品（以下この項において「欧州連合協定適用豚肉等」という。）の関税法第百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下この項において「貿易統計」という。）と、「同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。」とあるのは「英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（英国協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）を除く。）、英国協定適用豚肉等の貿易統計に計上された当該各年の数量並びに環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉及び環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉調製品（以下この項において「環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉等」という。）の貿易統計に計上された当該各年の数量と英国を原産地とする豚肉及び豚肉調製品に係る当該各年の輸入数量（英国協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）との合計数量」と、同項ただし書中「同表に掲げる物品に」とあるのは「英国協定適用豚肉等に」と、「同表に掲げる物品の統計上数量を、統計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した同条第四項ただし書に規定する各年の数量」とあるのは「同物品の貿易統計に計上される数量（以下この項において「統計上数量」という。）を、統計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した欧州連合協定適用豚肉等の同条第四項ただし書に規定する各年の数量（英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量を除く。）、統計上数量が貿易統計

に計上される方法に準じて年ごとに集計した英国協定適用豚肉等の当該各年の数量及び統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した環太平洋包括的及び先進的協定適用英国豚肉等の当該各年の数量と英国を原産地とする豚肉及び豚肉調製品に係る当該各年の輸入数量との合計数量」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 前項の場合において、環太平洋包括的及び先進的協定が環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国について月の初日以外の日に効力を生ずるときは、当該効力を生ずる日の属する月における別表第一の七の項、九の項、十一の項、十二の項、十四の項、十八の項、二十の項、二十二の項、二十三の項及び二十五の項の下欄に掲げる物品であつて当該締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

（法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品及び日
第十九条の九 法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品は、別表第一の二十八の項、二十八の二の項、四十四の項、五十一の項又は五十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とし、同条第四項に規定する政令で定める日は、その年度の十二月一日とする。

（法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品及び同条第四項の規定の適用に関する技術的読替え）

第十九条の十 法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象

4 前項の場合において、環太平洋包括的及び先進的協定が環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国について月の初日以外の日に効力を生ずるときは、当該効力を生ずる日の属する月における別表第一の七の項、九の項、十一の項、十二の項、十七の項、十九の項、二十一の項及び二十二の項の下欄に掲げる物品であつて当該締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

（法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品及び日
第十九条の九 法第七条の八第四項に規定する政令で定める修正対象物品は、別表第一の二十六の項、四十二の項、四十九の項又は五十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とし、同条第四項に規定する政令で定める日は、その年度の十二月一日とする。

（法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品及び同条第四項の規定の適用に関する技術的読替え）

第十九条の十 法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象

物品は、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、環太平洋包括的及び先進的協定適用英国牛肉、欧州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉又は英国協定適用牛肉とする。

2・3 (省 略)

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十二条 (省 略)

2 法第九条第二項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 関税率表第〇四〇二・二一号の一に掲げるミルク及びクリーム
(いづれも独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)第十七条第一項(指定乳製品等の輸入)に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの(次号及び第三号並びに別表第一の二十六の項において「機構輸出品」という。)を除く。)のうちチョコレートの原料として使用するもの

二 関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ(いづれも機構輸出品、無機質を濃縮したホエイ、関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第五十三号)別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので第一条に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のもの(次号において「関税割当飼料用ホエイ」という。)、同表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの(次号及び別表第一の二十四の項において「関税割当調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ」という。))並びに法第八条の六第一項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。)のうち青色に着色したもの(農林水産省令で定め

物品は、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉、欧州連合協定適用牛肉、アメリカ合衆国協定適用牛肉又は英国協定適用牛肉とする。

2・3 同上

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十二条 同上

2 同上

一 関税率表第〇四〇二・二一号の一に掲げるミルク及びクリーム
(いづれも独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)第十七条第一項(指定乳製品等の輸入)に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの(次号及び第三号並びに別表第一の二十四の項において「機構輸出品」という。)を除く。)のうちチョコレートの原料として使用するもの

二 関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ(いづれも機構輸出品、無機質を濃縮したホエイ、関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第五十三号)別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので第一条に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のもの(次号において「関税割当飼料用ホエイ」という。)、同表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの(次号及び別表第一の二十四の項において「関税割当調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ」という。))並びに法第八条の六第一項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。)のうち青色に着色したもの(農林水産省令で定め

る方法により着色したものに限り。次条第二項第二号において同じ。）であつて、飼料以外の用途に適さないもので財務省令で定める規格を備える配合飼料の製造に使用するもの
 三〇十（省略）

別表第一（第十九条の二関係）

項名	経済連携協定	品名
一～三	(省略)	(省略)
三の二	環太平洋包括的及び先進的協定	牛肉であつて、英国を原産地とするもの（環太平洋包括的及び先進的協定が英国について効力を生ずる日（以下の表において「英国発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）
四	環太平洋包括的及び先進的協定	豚肉であつて、オーストラリアを原産地とするもの
五～八	(省略)	(省略)

る方法により着色したものに限り。次条第二項第二号において同じ。）であつて、飼料以外の用途に適さないもので財務省令で定める規格を備える配合飼料の製造に使用するもの
 三〇十 同上

別表第一（第十九条の二関係）

項名	経済連携協定	品名
一～三	同上	同上
(新設)	(新設)	(新設)
四	同上	関税率表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二〇号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二(ロ)及び第〇二〇六・四九号の二(ロ)に掲げる物品（以下の表において「豚肉」という。）であつて、オーストラリアを原産地とするもの
五～八	同上	同上

二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六		十五	十四	十三	十	九
(省略)		環太平洋包括的及び先進的協定	環太平洋包括的及び先進的協定	(省略)		環太平洋包括的及び先進的協定							
(省略)		豚肉調製品であつて、オーストラリアを原産地とするもの	豚肉であつて、英国を原産地とするもの(英国発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)	(省略)		豚肉であつて、ブルネイを原産地とするもの(環太平洋包括的及び先進的協定がブルネイについて効力を生ずる日(二十の項において「ブルネイ発効日」という。))以後に輸入申告がされるものに限る。)							

二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五		十四	(新設)	十三	十	九
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上	(新設)	同上		同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上	(新設)	同上		豚肉であつて、ブルネイを原産地とするもの(環太平洋包括的及び先進的協定がブルネイについて効力を生ずる日(十九の項において「ブルネイ発効日」という。))以後に輸入申告がされるものに限る。)

二十四	(省 略)	(省 略)	豚肉調製品であつて、英国を原産地とするもの（英国発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
二十五	環太平洋包括的及び先進的協定の二	環太平洋包括的及び先進的協定の二	豚肉調製品であつて、英国を原産地とするもの（英国発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
二十六	(省 略)	(省 略)	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%未満のものであつて、英国を原産地とするもの（英国発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
二十七	(省 略)	(省 略)	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%以上四十五%未満のものであつて、英国を原産地とするもの（英国発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
二十八	(省 略)	(省 略)	関税率表第〇八〇五・一〇号の二に掲げる物品のうち毎年十二月一日から翌年三月三十一日までに輸入申告がされるものであつて、英国を原産地とするもの（英国発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
二十九	(省 略)	(省 略)	
三十	(省 略)	(省 略)	
三十一	(省 略)	(省 略)	
三十二	(省 略)	(省 略)	

二十三	(新設)	同上	(新設)
二十四	(新設)	同上	(新設)
二十五	(新設)	同上	(新設)
二十六	(新設)	同上	(新設)
二十七	同上	同上	同上
二十八	同上	同上	同上
二十九	同上	同上	同上
三十	同上	同上	同上

五十六	五十五	五十四	五十三	五十二	五十一	五十	四十九	四十八	四十七	四十六	四十五	四十四	四十四	四十二	四十一	四十	三十九	二十八	三十八	三十七	三十六	三十五	三十四	三十三
(省略)	環太平洋包括的及び先進的協定の二	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)																	
(省略)	課税価格が基準価格未満の豚肉であつて、英国を原産地とするもの(英国発効日以後に輸入申告がされるものに限る。)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)																	

五十四	五十三	五十二	五十一	五十	四十九	四十八	四十七	四十六	四十五	四十四	四十三	四十二	四十一	四十	三十九	三十八	三十七	(新設)	三十六	三十五	三十四	三十三	三十二	三十一
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	(新設)	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	(新設)	同上	同上	同上	同上	同上	同上

五十九	五十八	五十七
(省略)	(省略)	(省略)
(省略)	(省略)	(省略)

五十七	五十六	五十五
同上	同上	同上
同上	同上	同上